

こちら消防



危険物安全週間

6月4日～10日

消防本部予防課 (☎ 83-3556)

平成18年度危険物安全週間推進標語

自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ

6月4日から10日は危険物安全週間です

今日、石油をはじめとする危険物は化学工場、ガソリンスタンド等において幅広く利用されています。また、私たちの身の回りではそれら危険物が様々なかたちで利用され、生活を非常に便利で豊かなものにしてれています。

しかし危険物はとても火がつきやすい物質です。適切な機器を使い、正しく使用すれば問題はありませんが、取り扱いを誤り一旦火がつくと、炎や大量の熱により人命や財産を奪ってしまう恐ろしい一面もっています。

これを機会に危険物についての認識を高めるとともに、危険物の貯蔵・取り扱いには十分注意しましょう。

『危険物』とは？

消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持ったものをいいます。

- ◆火災発生の危険性が大きい
- ◆火災拡大の危険性が大きい
- ◆消火の困難性が高い



※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

幼稚園であそぼう

子育て中のお母さん方、幼稚園と一緒に保育を体験し育児について情報交換しながら、楽しい時間を過ごしてみませんか。

●対象 市内在住の6か月～3歳児とその保護者

●とき 6月21日(水) 10:00～12:00

※毎月第3水曜日に開催しています。

●申込期限 前日まで受け付けます。



●ところ・問い合わせ・申込先

埴生幼稚園

山陽小野田市大字埴生972-1 (TEL76-0330)



消費生活相談



通信販売で商品を購入したが・・・

【相談】

雑誌広告を見て健康食品を購入し、数ヶ月の間服用したが効果がないため、解約したい。クーリング・オフはできないだろうか。



通信販売にはクーリング・オフの規定がなく、解約は事業者との交渉になることを伝えました。

ワンポイント講座

注文の際は慎重に

通信販売は特定商取引法の規制対象となっておりますが、訪問販売などと異なり、クーリング・オフは適用されず、消費者の一方的な理由による解約はできません。しかし、通信販売では、消費者が実物を確認しないまま商品を購入するため、届いた商品の品質がイメージと異なるなどトラブルになることがあります。このため、「商品の販売条件等を広告することや返品制度の有無とその内容を明示すること」が事業者には義務づけられています。なお、返品に関する表示がない場合は、返品が可能とされています。また、事業者が設けている返品制度には、「未使用品に限る」など条件付きの場合があるので、契約内容に不明な点があれば、注文前に確認するなど「契約は慎重に」を心がけましょう。

問い合わせ先

商工労働課内消費生活相談窓口 (☎ 82-1150)

山陽総合事務所地域行政課内消費生活相談窓口

(☎ 71-1612)

人のうごき (5月1日現在)

世帯	27,546	世帯	(+ 68)
人口	67,841	人	(-14)
男	31,966	人	(-20)
女	35,875	人	(+ 6)

※()内は前月との比較